

2 建設発生土発生元証明書

処分場への建設発生土の搬入を予定している公共工事の発注者（以下「発注者」という。）は、建設発生土発生元証明書（様式A）に必要事項を記入するとともに、次のいずれかの書類を添付し、提出すること。

- (1) 建設発生土の発生場所に関する土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）又は三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年条例第7号）に基づく調査結果（別表①に掲げるもので所管行政庁が受理したもの）

別表① 調査結果

法：土壤汚染対策法（平成14年法律第53号） 施行規則：土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号） 条例：三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年条例第7号）	
1	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（法施行規則様式第六）（三重県知事への届出日から30日を経過したことが確認できるものに限る。）及びその添付書類で土壤汚染のおそれがないことを確認できるもの（法第4条第3項の規定による調査命令が発出されなかった場合に限る。） ◆法第4条第1項
2	土壤汚染状況調査結果報告書（法施行規則様式第七）及びその添付書類で土壤汚染のおそれがないことを確認できるもの ◆法第3条第8項、第4条第2項、第4条第3項
3	土壤汚染状況調査結果報告書（法施行規則様式第一）又は土壤汚染状況調査結果報告書（法施行規則様式第八）及びその添付書類で土壤汚染のおそれがないことを確認できるもの ◆法第3条第1項、第5条第1項
4	指定の申請書（法施行規則様式第二十）及びその添付書類で、法第14条第3項により土壤汚染状況調査とみなされる結果で土壤汚染のおそれがないことを確認できるもの ◆法第14条第1項、第14条第3項
5	搬出しようとする土壤の基準適合認定申請書（法施行規則様式第二十五）及びその添付書類で土壤汚染のおそれがないことを確認できるもの ◆法第16条第1項
6	土地の利用状況に係る調査結果の記録及びその調査に係る書類で土壤汚染のおそれがないことを確認できるもの ◆条例第72条の2第1項
7	土壤の特定有害物質による汚染の状況についての調査結果及びその調査に係る書類で土壤汚染のおそれがないことを確認できるもの ◆条例第72条の2第2項

8	土壌の特定有害物質による汚染の状況についての調査結果及びその添付書類で土壌汚染のおそれがないことを確認できるもの ◆条例第72条の3第2項
---	--

- (2) (1)の調査結果が無い場合、建設発生土の発生場所における利用状況等の履歴に関する調査結果を示した土地の利用状況等の調査結果書（様式B）及びその調査資料（別表②に掲げるもの）

別表② 調査資料

調 査 資 料	備 考
現況地図・写真	撮影日、撮影位置が分かるもの
過去の国土地理院の地図 過去の住宅地図 過去の航空写真	過去に遡ることができる全ての資料
土地、建物の登記簿 （全部事項証明書）	当該地が道路・河川・山林・田畑等の場合を除く
水質汚濁防止法、下水道法の有害物質使用特定施設や貯蔵施設の届出等	過去に有害物質の製造、使用又は処理等がある場合

3-1 検定試験の実施

建設発生土発生元証明書の添付資料のうち、土地の利用状況等の調査結果書（様式B）及びその調査資料により、土壌汚染が存在するおそれが少ない又は土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる場合、以下の手順に従い検定試験を実施し、その試験結果を提出するものとする。

3-2 検定試験の実施対象

検定試験の実施対象は、下記の表中、土壌汚染が存在するおそれが少ない又は比較的多いと認められる土地のものとする。

実施対象外	土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地 住宅、山林、田畑等など、有害物質が使用等されていないことが明らかな土地
	土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地 直接に有害物質を扱っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地 （工場の事務所、作業場、資材置き場、倉庫、中庭等）

実施対象	土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地 上記以外の土地 (有害物質の製造、使用、貯蔵、処理等が行われた土地、過去に当該土地や隣接地等において土壌汚染が認められた土地)
-------------	--

3-3 検定試験の検査項目と評価基準

「2 建設発生土発生元証明書」の添付資料「土地の利用状況等の調査結果書」において、土壤汚染対策法施行規則別表第一の「特定有害物質の種類」欄に記載する特定有害物質の取扱いを行っていたことが明らかになった場合は、同表の「分解により生成するおそれのある特定有害物質（分解生成物）の種類」欄に記載の物質も含めて、土壤溶出量調査を実施すること。

また、特定有害物質のうち第二種特定有害物質（重金属等）においては、土壤含有量調査も実施するものとする。

特定有害物質の評価基準は、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第二十五及び別表第二十六のとおりとする。

◆土壤汚染対策法施行規則

別表第一(第三条第二項及び第八条第一項関係)

特定有害物質の種類	分解により生成するおそれのある特定有害物質の種類(以下「分解生成物」という。)
四塩化炭素	ジクロロメタン
一・一—ジクロロエチレン	クロロエチレン
一・二—ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、一・一—ジクロロエチレン、一・二—ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
一・一・一—トリクロロエタン	クロロエチレン、一・一—ジクロロエチレン
一・一・二—トリクロロエタン	クロロエチレン、一・二—ジクロロエタン、一・一—ジクロロエチレン、一・二—ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、一・一—ジクロロエチレン、一・二—ジクロロエチレン

※第二種特定有害物質(重金属等)

カドミウム及びその化合物

六価クロム化合物

シアン化合物

水銀及びその化合物

セレン及びその化合物

鉛及びその化合物

砒(ひ)素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

◆三重県生活環境の保全に関する条例施行規則

別表第二十五(第八十三条の八関係)

土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準は、次の表の中欄に掲げる物質ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第二十五(第八十三条の八関係)

一	カドミウム及びその化合物	検液一リットルにつきカドミウム0.00三ミリグラム
二	六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム0.0五ミリグラム
三	ニークロロ一四・六―ビス(エチルアミノ)― 一・三・五―トリアジン(以下「シマジン」 という。)	検液一リットルにつき0.00三ミリグラム
四	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
五	N・N―ジエチルチオカルバミン酸S―四― クロロベンジル(以下「チオベンカルブ」と いう。)	検液一リットルにつき0.0二ミリグラム
六	四塩化炭素	検液一リットルにつき0.00二ミリグラム
七	一・二―ジクロロエタン	検液一リットルにつき0.00四ミリグラム
八	一・―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき0.―ミリグラム
九	一・二―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき0.0四ミリグラム
十	一・三―ジクロロプロパン	検液一リットルにつき0.00二ミリグラム
十一	ジクロロメタン	検液一リットルにつき0.0二ミリグラム
十二	水銀及びその化合物	検液一リットルにつき水銀0.000五ミリグラムか つ検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
十三	セレン及びその化合物	検液一リットルにつきセレン0.0―ミリグラム
十四	テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき0.0―ミリグラム
十五	テトラメチルチウラムジスルフィド(以下 「チウラム」という。)	検液一リットルにつき0.00六ミリグラム
十六	一・一・―トリクロロエタン	検液一リットルにつき―ミリグラム
十七	一・一・二―トリクロロエタン	検液一リットルにつき0.00六ミリグラム
十八	トリクロロエチレン	検液一リットルにつき0.0―ミリグラム
十九	鉛及びその化合物	検液一リットルにつき鉛0.0―ミリグラム
二十	砒(ひ)素及びその化合物	検液一リットルにつき砒(ひ)素0.0―ミリグラム
二十一	ふっ素及びその化合物	検液一リットルにつきふっ素0.八ミリグラム
二十二	ベンゼン	検液一リットルにつき0.0―ミリグラム
二十三	ほう素及びその化合物	検液一リットルにつきほう素―ミリグラム
二十四	ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
二十五	有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチ オン、メチルジメトン及びEPNに限る。以 下同じ。)	検液中に検出されないこと。
二十六	クロロエチレン	検液一リットルにつき0.00二ミリグラム

備考

- 一 この表に掲げる基準は、環境大臣が定める土壤溶出量調査に係る測定方法(平成十五年環境省告示第十八号)により測定した場合における検出値によるものとする。
- 二 この表中「検液中に検出されないこと。」とは、前号に掲げる測定方法により土壤の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量下限を下回ることをいう。

別表第二十六(第八十三条の八関係)

土壤に含まれる特定有害物質の量に関する基準は、次の表の中欄に掲げる物質ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

一	カドミウム及びその化合物	土壤一キログラムにつきカドミウム四十五ミリグラム
二	六価クロム化合物	土壤一キログラムにつき六価クロム二百五十ミリグラム
三	シアン化合物	土壤一キログラムにつき遊離シアン五十ミリグラム
四	水銀及びその化合物	土壤一キログラムにつき水銀十五ミリグラム
五	セレン及びその化合物	土壤一キログラムにつきセレン百五十ミリグラム
六	鉛及びその化合物	土壤一キログラムにつき鉛百五十ミリグラム
七	砒(ひ)素及びその化合物	土壤一キログラムにつき砒(ひ)素百五十ミリグラム
八	ふっ素及びその化合物	土壤一キログラムにつきふっ素四千ミリグラム
九	ほう素及びその化合物	土壤一キログラムにつきほう素四千ミリグラム

備考

この表に掲げる基準は、環境大臣が定める土壤含有量調査に係る測定方法(平成十五年環境省告示第十九号)により測定した場合における検出値によるものとする。

3-4 資料採取

土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地では、土量900m³毎に1試料を、比較的多いと認められる土地では、土量100m³毎に1試料を採取するものとする。

各々の土量に満たない場合でも、1試料を採取するものとし、また、採取箇所は対象とする土量の中心部分とする。

3-5 測定方法

特定有害物質の測定方法は、次のとおりとする。

- (1) 土壤溶出量調査
土壤汚染対策法施行規則第六条第三項第四号の環境大臣が定める土壤溶出量調査に係る測定方法(平成15年3月6日号外環境省告示第18号)
- (2) 土壤含有量調査
土壤汚染対策法施行規則第六条第四項第二号の環境大臣が定める土壤含有量調査に係る測定方法(平成15年3月6日号外環境省告示第19号)のとおりとする。
- (3) 土壤汚染対策法施行規則別表第一の「特定有害物質の種類」欄に記載する特定有害物質以外の有害物質による汚染が懸念される土地の建設発生土については、関係法令に従い検定試験を行うこととし、測定項目等は、関係部局と協議する。
- (4) 検定試験の結果、基準値に適合しないものについては、関係部局と十分協議し、適正に処理するものとする。

3-6 その他

- (1) 検査後は、速やかに検定試験表(計量証明書)の写しを提出するものとする。
- (2) 検定機関は、公共機関、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関又は計量法に基づく計量証明事業登録を受けた事業者とする。
- (3) 検定試験結果は、試料採取日から土地の利用状況等の履歴に変化がない間は有効とする。
- (4) 検定試験表(計量証明書)には試料採取位置(工事区域及び採取位置を明記した図面も添付)並びに、採取責任者及び試験責任者を明らかにするものとする。

(様式A)

建設発生土発生元証明書

年 月 日

津市長 様

届出者 所在地

名称

津市建設発生土処分場へ搬入を予定している建設発生土は、次の場所から発生するものであることを証明します。

工 事 名 称	
工 事 場 所	
工事の発注者	
工事の施工期間	年 月 日～ 年 月 日
搬 入 土 量	m ³
搬入する建設発生土の 種 類	

記載要領

- 1 工事名称は、発注前のものである場合は、仮称を記載すること。
- 2 工事の施工期間は、発注前のものである場合は、想定期間を記載すること。
- 3 搬入する建設発生土の種類欄には、土砂、改良土の別を記載すること。

【担当者記入欄】

受 付 日	年 月 日
受 付 番 号	—
搬入の可否	可 ・ 否
備 考	

